平成２６年（フ）第８５４号
大阪府豊中市長興寺南２丁目５番３―305号
破産者　ホルスタイン　キュービックこと　四宮　靖弘
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８８６号
大阪府八尾市若林町２―10―44、住民票上の住所大阪市平野区長吉六反２丁目４番27号
破産者　澤井宏聡建装商会こと　澤井　宏聡
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９７６号
大阪市鶴見区安田４丁目９番16―201号、前住所大阪市鶴見区鶴見６丁目４番９号
破産者　村田　静香（旧姓小谷・定金）
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９９０号
大阪府枚方市長尾谷町１丁目104番地の57
破産者　日高　敬介
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０１８号
大阪市平野区平野市町１丁目１の17、住民票上の住所大阪市平野区平野市町１丁目１番16号
破産者　河野　尊子
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０１９号
大阪市旭区赤川２丁目４番32―903号
破産者　タコ焼とことんこと　門間　浪子（旧姓江浦）
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８６１号
堺市中区福田863番地16、前住所堺市中区大野芝町135番地27
破産者　泉谷潤一郎
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３号
堺市南区城山台４丁９番14号、前住所堺市南区桃山台４丁３番23―503号
破産者　鳫野　清輝
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３３６号
広島市安佐南区八木３丁目14番８―104号
破産者　小野　博之
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２号
山口県萩市大字椿東2778番地３　むたがはらほーむ、前住所山口県萩市大字土原188番地
破産者　白上斗美子
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第４号
高知県幡多郡黒潮町伊田2937番地
破産者　下村　　拓
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第２８９号
群馬県前橋市山王町１丁目34番地12
破産者　岡崎　節子（旧姓関根）
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３９０号
埼玉県熊谷市上之2126番地７　ジュピター101号室、旧住所埼玉県熊谷市銀座４丁目２番19―406号
破産者　直井　愛恵
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２３５０号
横浜市泉区下和泉５丁目18番３号
破産者　斎藤　正男
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９０号
川崎市川崎区本町１―８―３　東急ドエルアルス川崎709号、住民票上の住所千葉市花見川区朝日ケ丘３丁目18番２号　サンライズヒル朝日ケ丘Ａ棟308号
破産者　管野　友之
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２４号
神奈川県大和市深見3567番地12
破産者　坂本　新一
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３２号
福井県越前市村国３丁目65―６　サンビレッジ国高Ｂ―１、住民票上の住所福井県越前市東千福町８番10号
破産者　中野　哲也
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６８号
高知市高須新町３丁目４番29号　藤本商事第二ビル306
破産者　松本　教嗣
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９４号
宮崎市阿波岐原町江田原1701番地11
破産者　山野　俊次
1　決定年月日　平成26年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係